

入院時食事療養費・入院時生活療養費について

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時・昼食：午後0時・夕食：午後6時以降）・適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	490円	
		（例外）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	280円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円
	低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費

療養病棟に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
一般	①一般の患者	入院時生活療養（Ⅰ）	490円	370円
	②更生労働大臣が定める者【重篤な症状又は集中的治療を要する者等】（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		490円	370円
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		280円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ（⑤⑥に該当しない者）		230円	370円
	⑤低所得者Ⅱ【重篤な症状又は集中的治療を要する者等】	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
	⑥低所得者Ⅱ（指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		180円		
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ【重篤な病状又は集中治療を要する者等】		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病）		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当			

令和7年12月1日



医療法人恵愛会 中村病院